ケア付き宿泊所19年、自立援助ホーム13年の実践における

# ふるさとの会の日常生活支援

NPO法人自立支援センターふるさとの会









ケア付き宿泊所 自立援助ホーム

24時間365日

既存住宅ストックを活用した 共同居住









# 1. 生活支援の対象者

地域で 孤立 心身の 機能障害

近隣 トラブル

ー人暮らし 認知症 家族の 援助無し

児童虐待の 被害者

他法他施策利用できない

住居喪失

ひきこもり

退院先無し

刑事施設後 帰住先無し 保護施設 に入れない

#### 現在の支援対象者

#### 四重苦※を抱える人

72 人

2018年4月 現在

全体		独居		共居		201047)] -7611
1065 30代以下 4 0代 5 0代 6 0代 7 0代以上	69 85 148 284 479	697 30代以下 4 0代 5 0代 6 0代 7 0代以上	44 56 101 193 303	30代以下 4 0代 5 0代 6 0代 7 0代以上	25 29 47 91 176	
65歳以上						
664人	62.3%	421人	60.4%	243人	66.0%	
3 障害・認知症・がん						
身体障害 知的障害 精神障害 認知症 がん HIV 要介護 延べ	62 48 166 76 23 0 289	身体障害 知的障害 精神障害 認知症 がん HIV 要介護 延べ	17 16 96 15 14 0 142 300 人	身体障害 知的障害 精神障害 認知症 がん HIV 要介護 延べ	45 32 70 61 9 0 147	

<sup>※「</sup>四重苦」とは、要介護高齢(65歳以上)でかつ精神障害、知的障害、認知症、がんのいずれかを抱えている状態を指します。 平成23年10月までの統計では、高齢(60歳以上)で、要介護、精神障害、知的障害、認知症、がんのいずれかを抱える状態としていました。

# 2. なぜ生活支援が必要か

- 問題となる行為には、暴力、過量服薬、自傷行為、110番通報、頻回電話、過食、排泄の失敗、意欲の欠如、物盗られ妄想、不眠・せん妄、徘徊等がある。
- ・機能障害が生活障害にならないような生活支援を行うことが必要。
- ・ 既存の制度にもつながり、地域生活が継続できる。

# 3. 生活支援の内容 (1)安心生活の確保に関すること

### 1)基本的信頼関係の確立

- ■「問題行動」があっても、まずは相手の気持ちを受け止める。
- 利用者をよく知り、キーパーソンになるよう努める。
- ケアプランを作成する。

### 2)生活の互助づくり

- 利用者同士の相互理解と共感をつくる。お互い支えあう関係をつくる。
- •トラブルミーティングで一人ひとりの課題を皆の課題にする。
- •「安心と誇り」が芽生え、一人ひとりが生活の主体となる。

### 3)生活介助

本人及び同居者の安全の確保、救急搬送、入院、通院への対応、投薬、医薬品の管理(サポート)、傾聴(頻回電話への対応等も)、徘徊への同行、クレームへの対応、食事の管理、排せつのケア等。

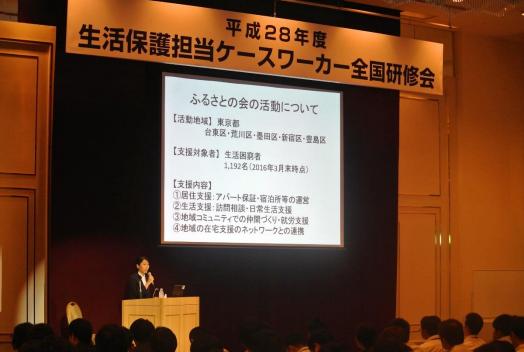
6

## 長年の経験が「対人援助の実践的手引き」に



著者・的場由木保健師が厚生労働省「生活保護担当ケースワーカー全国研修会」の講師を務める。

(2014~2016年)



# 3. 生活支援とは

### (2) 地域の社会資源につなげること

社会サービスなど地域の人々が日常的に出入りすることによって、開放的な雰囲気が生まれ、いじめや虐待が起こらない仕組みになっている。

### 1)コーディネート・カンファレンス

- 生活が変化する時(退院時や看取りの時など)など開催する。
- •本人の生活全般を把握し、関係機関との調整の中心的な役割を果たす。
- 支援職員間で共有するために、「トータルプラン」を作成する。

### 2)地域の互助づくり

- 地域の中で役割を持ちながら暮らす。
- 社会サービスも地域の互助の一員。

### 地域ケア連携をすすめる会

#### (山谷地域を中心に23団体・個人が会員)

運営委員長 浅草病院医師 本田徹

副委員長 三井記念病院相談員 尾方欣也/ふるさとの会理事 滝脇憲(事務局併任) 事務局 訪問看護ステーションコスモス 鵜沢 喜恵子

> 浅草あおばケアサービス 加藤宏樹/ほうらい地域包括支援センター 木下明 友愛会理事長 吐師秀典/山友荘責任者 油井和徳

規約第二条(目的) 本会は、台東区・墨田区・荒川区を中心に、路上生活者・生活保護受給者など生活が困難な状況にある人々に対し、居住支援と社会サービスの事業者が連携し、安定した住居と生活、及びより善い医療・保健・福祉サービスを提供するネットワークの形成を目的とする。









# 4. 支援体制

#### (1)人員

- ・施設長(事業所責任者)を配置
- ・24時間職員常駐体制(基本は2交代制)
- サポートセンターによる24時間緊急時応援体制(2)育成
- ・ 寄りそい支援(生活支援)検定研修制度
- サポートセンター制
- ・スーパービジョン

# 4. 支援体制

### (3)行政の関与

- ・検定研修事業は2016年度より東京都が関与。「 地域居住支援モデル事業」の検討委員会(岡田太 造委員長)で研修指針を取りまとめた。
- ・東京都の委託修了後も、居住支援団体や社会的不動産事業者、日常生活支援住居施設の運営を計画する団体と合同で研修を継続している。

# 5. 生活支援のメリット

### 1)利用者にとって

- 在宅生活の継続。
- ・働けるようになる人も多い。(利用者の9.7%を雇用)

### 2)公的制度にとって

・不必要な入院や受診を防ぎ、投薬等の重複をなくす。

### 3)地域の人々にとって

- •地域の支え合いを促進。
- •交流拠点からアウトリーチを行う。
- フォーマルとインフォーマルのネットワークづくり

# 6. 事業の特質

### (1)空き家の活用・地域の活性化

- ・民間資金だけで生活支援の体制を構築。
- 空き家を借り上げ、必要な修繕を施したもの。
- 低所得の高齢者も地域に根付いた生活ができるようになる。

### (2)運営経費

- ・現場に職員を配置する人件費に44,700円かかっている。
- •139,800円が確保できなければ、生活支援は継続できない。
- 事務管理費は事務局経費、サポートセンターによる支援体制
- 、研修費用、初期費用の回収、新規事業の投資資金など。

# 6. 事業の特質

- (3)低コストの地域包括ケアシステム
- 低コストで効果のある地域包括ケアシステムの社会資源をつくることができる。
- そのためには、核心である生活支援が継続できるような制度の構築が必要不可欠。

# ふるさと晃荘(自立援助ホーム)

2005年から東京都の提案で運営を始めた「自立援助ホーム」を、墨田区八広で開設しました。アパートの建て替え需要に合わせて、高齢者向けに設計していただきました。「たまゆら」の火災」で被災した方などを受け入れ、24時間体制で生活支援を行っています。要介護の方、障害のある方には在宅医療や訪問介護のサービスをコーディネートし、日常生活や

社会生活の自立を支援します。







所在地 :墨田区八広1丁目

定員:18名(男性、全室個室5㎡以上) 管理体制:生活支援員24時間365日配置

<利用料>139,800円/月 [家賃69,800円、家政共益費(食費·管理費· 消耗品費·水道光熱費)70,000円]

自立援助ホーム:「社会的入院患者等が社会復帰の訓練等を行うための民間の施設」<sup>15</sup> (東京都生活保護運用事例集2006)

16